

(2) 今後の取組みについて

現在、流行が認められている状況ではありませんが、急速なまん延のおそれがあると判断された場合、本市においても、「あま市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」といいます。）」に準じた対応を取るようになる。

○今後の取組み

1 感染拡大に備えた体制の整備

- ・連絡調整会において、情報の集約、共有、分析を行い、国、県の情報により市対策本部の設置を検討する。

2 情報提供・共有

- ・国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、県内外の新型コロナウイルス感染症等の発生状況や今後実施される対策について情報提供する。
- ・記者発表に当たっては、国や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

3 まん延防止

- ・引き続き、市民及び市職員に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策を勧奨する。
- ・必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を国の指示により適切に行う。
- ・市対策本部は、状況に応じて公共施設の利用制限の検討をする。

4 医療

- ・地域における診療体制を、海部医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。
- ・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要支援者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- ・県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。